



十市総第895号 令和3年11月9日

十和田市特別職報酬等審議会会長 様

十和田市長 小山田



十和田市特別職報酬等の額について(諮問)

十和田市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、特別職の報酬の額について、次のとおり諮問いたしますので、ご審議いただき、令和4年1月31日(月)までにご答申くださいますようお願い申し上げます。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料の額について